平成２３年（フ）第１９号
長野県松本市大字大村391番地１　Ａ202
債務者　駿河　仁美
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第８号
岐阜県可児市長坂７丁目165番地
債務者　杉山　　孝
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第９号
岐阜県可児市長坂７丁目165番地
債務者　杉山智加江
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第３７号
静岡県賀茂郡河津町川津筏場303番地の６
債務者　橋本　美樹
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第３６４６号
愛知県瀬戸市八幡台２丁目２番205号
債務者　名東ガーデンサービスこと　澤田　一吉
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５号
名古屋市中川区大当郎３丁目2011番地　サンハイツＥ103号
債務者　佐藤　啓子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４０１号
名古屋市南区鶴田１丁目３番27号　メゾン鶴田202号
債務者　赤沼　時継
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９０９号
愛知県岡崎市羽根町字大池65番地９
債務者　竹中　　元
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第８号
愛知県碧南市植出町５丁目１番地　杉浦ビル３棟301号
債務者　鼻岡　佳代
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３号
三重県北牟婁郡紀北町海山区相賀201番地３、前住所三重県北牟婁郡紀北町海山区中里627番地９
債務者　中村美和子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第２５６号
滋賀県甲賀市甲南町寺庄604番地５、前住所京都市山科区小山谷田町44番地の33
債務者　谷口　慎也（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４７号
滋賀県甲賀市信楽町長野772番地
債務者　上嶋きみ子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５８３号
大津市国分１丁目５番21号　初田彰方、前住所徳島市名東町３丁目25番地の10
債務者　石槌満寿美
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６１７号
大津市打出浜７番24号
債務者　横田かづ子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２号
滋賀県甲賀市信楽町長野1185―６　２Ｆ、住民票上の住所滋賀県甲賀市信楽町西349番地６
債務者　古谷　和行
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２号
大津市本宮２丁目24番20号
債務者　岡村　節子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
大津地方裁判所民事部